

周南市で働く若者を応援！

奨学金返還を 支援

します



年間返還額の **2**/**3** ※ を最大 **5** 年間 支援！

※中小企業人材支援、福祉・医療・教育人材支援は就業先からの支援を含む

■ 対象者(下記①～⑥の全ての要件を満たす方)

- ① 周南市に住所を有し、5年以上継続して居住する意思がある方
- ② 大学(短大・大学院含む)、高等専門学校、専修学校(専門課程)を卒業し、在学中に奨学金の貸与を受けた方
- ③ 奨学金返還の滞納がない方
- ④ 市税を滞納していない方
- ⑤ 他の奨学金返還助成や補助等を受けていない方
- ⑥ 令和5年4月1日以降に、30歳以下で就業(事業を開始)した、次のいずれかの支援区分(就業要件)に該当する方



中小企業人材支援
市に登録のある中小企業に
正規雇用され、周南市内の
事業所に就業している方



福祉・医療・教育人材支援
市に登録のある事業者[※]に正規雇用され、
対象資格に基づく職種で、周南市内の事
業所に就業している方



農林漁業人材支援
周南市内において新規に
農業・林業・漁業に従事し
ている方



起業者支援
周南市内において新規に起業している
方

■ 対象となる奨学金 令和5年10月以降に返還した下記の奨学金が対象となります

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種・第二種奨学金
- ・ 周南市奨学金(定住促進奨学金を除く)

※上記以外の奨学金はお問合せください。

■ 支援内容 支援区分により下記の補助額を最大60か月(5年間)支援します

中小企業人材支援

福祉・医療・教育人材支援

対象者が1年間に返還した奨学金の **3分の1**
(補助上限6万円/年)を市から支援

【支援イメージ】年間返還額が18万円の場合

対象者



本人負担：6万円

就業先



1/3を支援
(6万円)

1/3を支援
(6万円)



周南市

CHECK!

就業先が登録事業者となり、従業員の年間返還額の1/3以上を支援することが条件になります

登録事業者はこちら



福祉・医療・教育人材支援の対象となる資格

保育士、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、助産師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、柔道整復師

※医師、公務員は対象外です ※上記以外の資格はお問合せください

農林漁業人材支援

起業者支援

対象者が1年間に返還した奨学金の **3分の2**
(補助上限12万円/年)を市から支援

【支援イメージ】年間返還額が18万円の場合



対象者

本人負担：6万円

2/3を支援
(12万円)



周南市

最大
30万円

最大
60万円

■ 支援の流れ (例)令和5年4月に、登録中小企業へ新規に就職した場合

R5年4月
就職

R5年10月
返還開始

R6年
10月

R7年
10月

R8年
10月

周南市で
就職、居住

1年間奨学金を返還
(R5年10月～R6年9月)

1年間奨学金を返還
(R6年10月～R7年9月)

1年間奨学金を返還
(R7年10月～R8年9月)

前年分の返還額支援
(前年分の補助申請)

前年分の返還額支援
(前年分の補助申請)

※引続き毎年度申請

【申請先・問い合わせ先】
周南市企画部企画課公立大学連携室(周南市役所4階)
〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
☎ 0834-22-8834

申請手続き等、詳細は
企画課HPをご覧ください

周南市 未来人材

検索

